

【刑事系科目】

【第2問】(配点: 100)

次の【事例】を読んで、後記【設問1】から【設問3】までに答えなさい。

【事例】

1 令和元年10月から11月にかけて、H市内で、何者かが一戸建ての民家に侵入して室内から金品を窃取するという住居侵入窃盗事件が、連続して5件発生した。5件いずれの事件においても、現場民家の1階掃き出し窓のクレセント錠近くのガラスが半円形に割られた上で施錠が外され、室内が物色されて金品が窃取されており、同市を管轄するH警察署には、不安を感じた住民から早期の犯人検挙を求める要望が多数寄せられていた。

甲-犯人性
1-5件連続
たうたか

H警察署司法警察員Pは、同市内に居住する甲が、同年12月1日夜、同市内の一戸建てのX方において、庭に面した1階掃き出し窓のクレセント錠近くのガラスにガラスカッターを当てているのを、顔見知りの住民Wは目撃されたために逃走した旨の情報を、Wからの通報により覚知した。同事件については、窃盗被害が発生しておらず被害届が提出されなかったために立件されないこととなったが、甲がガラスカッターを当てていたクレセント錠近くの窓ガラスに、半円形の傷跡が残されており、その傷跡は一連の住居侵入窃盗事件の窓ガラスの割れ跡と形状において類似していたことから、Pは、甲が一連の住居侵入窃盗事件の犯人ではないかと目星を付け、同月2日、Wの事情聴取をし、甲がX方窓ガラスにガラスカッターを当てていたのを目撃した状況に関するWの供述調書を作成した。

うすか

そうした中、同月3日午後8時頃から同日午後9時頃までの間に、同市内の一戸建てのV方において、家人が不在の隙に、V方の庭に面した1階掃き出し窓のクレセント錠近くのガラスが半円形に割られた上で施錠が外され、V方1階の居間にあったタンスの1段目引出しに保管されていた、封がされていない茶封筒入り1万円札10枚が窃取されるという事件が発生した(以下「本件住居侵入窃盗」という)。Vは、同日午後9時頃帰宅して本件住居侵入窃盗の被害に気づき、110番通報した。

甲-犯人性
1-5件連続
うたか

2 その通報を受けてV方付近を検索したH警察署司法警察員P及びQは、犯人の発見には至らなかったが、本件住居侵入窃盗における窓ガラスの割れ跡が、X方窓ガラスに残された半円形の傷跡の形状に類似していたことから、甲が本件住居侵入窃盗に及んだのではないかと、ひいては本件住居侵入窃盗と前記5件の住居侵入窃盗事件は甲による連続窃盗事件ではないかと考えた。そこで、P及びQは、甲にH警察署への任意同行を求めて甲の取調べを実施することとし、同月4日午後6時頃に甲方に赴いたが不在のため同方付近で待機していたところ、同日午後9時頃、甲が帰宅したのを確認したので、甲方のインターホンを鳴らし、玄関先に出てきた甲に対し、「昨日発生したV方における住居侵入窃盗の件で話を聞かせてもらいたいの、H警察署に来てもらえないか。」と申し向けた。それに対し甲は、「疑われるのは本意ではないし、早く犯人が捕まってほしいので協力します。」と言ってこれに同意した。そこで、P及びQは、甲を徒歩で同行し、同日午後9時10分過ぎ頃、H警察署に到着した。

甲-同窓-犯人性
利用しての取調べ
同行経路での強盗
の発生

①Pは、同日午後9時20分頃から、H警察署取調室において、甲に黙秘権及び取調室からいつでも退去できる旨を告げた上で、本件住居侵入窃盗について甲の取調べを開始した。同取調べは、当初Pが担当し、後にQが引き継いで、翌5日午後9時30分頃まで約24時間行われたが、その間、甲は、取調べを拒否して帰宅しようとしたことはなく、仮眠したい旨の申出をしたこともなかった。また、P及びQは、甲からのトイレの申出にはいずれも応じたほか、朝食、昼食及び夕食を摂らせて休憩させた。そして、同取調べ中、同取調室及びその周辺には、現に取調べを行っている1名の取調官のほかには警察官が待機することはなかった。甲は、取調べが開始された同月4日は、「やっていません。証拠があるなら見せてください。」などと言って自らが本件住居侵入窃盗を行ったことにつき否認していたが、時間の経過とともに疲労し、翌5日午後3時頃には、言葉数が少

なくなった。その頃、Qは、Pから取調べを引き継いだ。甲の供述態度は変わらず、Qは、同日午後5時頃に甲に夕食を摂らせた。そして、取調べ再開後も、言葉数が少ないながらも甲が否認している状況が続いたため、Qは、「このままではちが明かない、これまでの取調べにより甲が疲労している今の状況であれば、軽微なうそをつきだけで自白を得られるのではないか。」と考え、同日午後7時10分頃、本件住居侵入窃盗が行われた同月3日の夜に甲が目撃されたという情報は得ていなかったにもかかわらず、甲に対し、「12月3日の夜、君が自宅から外出するのを見た人がいるんだ。」と申し向けた。それを聞いた甲は、それまでの取調べの結果疲労していたこととあいまって自白するしかないと思い込み、同月5日午後7時30分頃、本件住居侵入窃盗を行った旨とを認めるに至った。そして、甲は、Qから問われたことにポツリポツリと答えながら、同日午後8時20分頃までにかけて、本件住居侵入窃盗を行った状況を自白した。そこで、Qは、同日午後9時20分頃までの間、甲の前記自白を内容とする供述調書1通を作成し、同日午後9時30分頃、取調べを終了した。

甲-疲労状態を
不明に偽計は
自白を誘った
証拠
↓
偽計による
偽計
↓
証拠
↓
自身内証

その後、甲は、本件住居侵入窃盗の被疑事実により逮捕勾留されたが、甲は、徹夜で取調べを受けていなければ否認を続けることができたと考えて後悔し、黙秘に転じたため、前記供述調書1通のほかには甲の供述調書が作成されることはなかった。

3 甲が勾留された後、甲方の捜索が行われ、封がされていない、被害品と同種の茶封筒入り1万円札10枚と、ガラスを半円形に切ることができるガラスカッター1点が発見押収された。また、実況見分を行った結果、本件住居侵入窃盗における窓ガラスの半円形の割れ跡は、甲方から発見押収されたガラスカッターにより形成可能であることが判明した。その後、甲は、黙秘のまま本件住居侵入窃盗の事実で公判請求された。なお、甲方から発見押収された茶封筒入り現金10万円及びガラスカッターからは、Vの指紋やV方ガラスからの付着物等Vに直接結び付く痕跡は検出されなかった。また、同ガラスカッターは、一般に流通し、容易に入手可能なものであった。ほかに、本件住居侵入窃盗につき、その犯行状況を撮影した防犯カメラ映像その他の甲の犯行であることを直接裏付ける証拠は得られなかった。

被告人の証言
は本件に
関係なし

公判において、甲は、本件住居侵入窃盗の事実を否認し、検察官は、甲方から押収された前記茶封筒入り現金10万円や前記ガラスカッターのほか、甲の自白を内容とする前記供述調書等の取調べを請求した。また、検察官は、X方における甲の犯行と、本件住居侵入窃盗の犯行とは手口が類似しており、このことは、甲が本件住居侵入窃盗の犯人であることを推認させる事実であるとして、X方における甲の犯行を目撃した状況に関するWの前記供述調書のほか、X方の実況見分調書（X方掃き出し窓のクレセント錠近くのガラスに半円形の傷跡が残っている状況を撮影した写真等添付のもの）や、窓ガラスの割れ跡等に関する実況見分調書（本件住居侵入窃盗における窓ガラスの半円形の割れ跡が、X方窓ガラスに残された半円形の傷跡と形状において類似しており、甲方から発見押収されたガラスカッターによりいずれも形成可能であることを明らかにしたものを）を証拠調べ請求した。

法務局
関係なし

甲の弁護人は、Wの前記供述調書については、不同意との証拠意見を述べた。これを受けて検察官は、Wの前記供述調書と同じ立証趣旨で、②Wの証人尋問を請求したところ、弁護人は、Wの証人尋問につき、「異議あり。関連性なし。」との証拠意見を述べた。

【設問1】 下線部①の取調べの適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

【設問2】

1. 自白に対する、自白法則及び違法収集証拠排除法則の適用の在り方について論じなさい。
2. 1で論じた自己の見解に基づき、下線部①の取調べで得られた甲の自白の証拠能力について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

【設問3】 下線部②の請求につき、裁判所はこれを認めるべきか。弁護人の証拠意見を踏まえて、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

①

1. 2017年(1980) 为... 1990年代... 自由...
→ 自由、平等、人权...

2

0. 自由平等... 自由、平等、人权...

0. 自由平等... 自由、平等、人权...

2. 自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

(1) 自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

(2) 自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

3. 自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

②

1. (1) 自由平等... 自由、平等、人权...

1

(2) 自由平等... 自由、平等、人权...

(3) 自由平等... 自由、平等、人权...

2. (1) 自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

(2) 自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

自由平等... 自由、平等、人权...

自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

③

1. 自由平等... 自由、平等、人权...

0.5

(1) 自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

自由平等... 自由、平等、人权...

自由平等... 自由、平等、人权...

2. 自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

自由平等... 自由、平等、人权... 自由、平等、人权...

1.5

刑事系 第2問

説明1

1. 相疑者・取調への任意捜査（120条）が行われてきた（刑事訴訟法198条（参考））から、
これが「強迫の処分」（197条（参考））に当たると違法である。「強迫の処分」とは、相手方
の意思を制圧してその身体・財産・名誉等に制約を加える行為を意味すると解される。
甲「昨日深夜にV市に於ける住居侵入窃盗の件で調査を聞かされたので、
H警察署に来ると言われたから」というQから、甲（向け）に対して、甲は強迫を承知
して「疑われない体装束を身に、早し他人が捕まればいいと指示（持）を言
われたに同意している。腹を縛る際に多数の警察官で取り囲まれたという事柄も
ないから同意の過程に強迫の要素はない。また、P・Qはパートナーに甲を乗せた
のと同じく甲を徒歩で同行しており、二人乗せた月行の過程では強迫の要素
がない」といえる。

次に、取調への同意は、甲が社会常識から取調へは同意しても強迫を
受ける旨が伝わることに伴い、取調へにおける心理的圧迫を除去するために授けらる
右側の弁解が成り立つ。取調へ終了後、甲が取調へを拒否し強迫しようとした
ことがない限り、甲が何暇もない旨を申告したことが、P・Qが甲からの
トリスの申告に基づいていかなることを怠らなかつたこと、P・Qが甲に朝食、昼食、夕食を押し
付けたことなどから見て、甲が取調室での同様に取調へを行っていると1%の
取調室へ行くに警察官が検閲するといふことが、P・Qが甲を監視するといふことと併せ
ていふことより事実から見て、取調へに同意した強迫の要素は認められない。
したがって、P・Qが甲の意思を制圧して取調へに同意させたことが、自由を制約した
と認められ、①の取調へは「強迫の処分」に当たらない。

2. 任意捜査としての取調へであるとしても、何れも自由の制約が人身の健康・苦痛を伴
うため、捜査に例外的に適用されるべきだから、社会通念上相当な範囲で

1 「~~失言~~」(198年以降)と記述するに用いる。

2

3 ① 取調べは約24時間におよび、甲は睡眠をほとんどとることが出来なかった。

4 理由は、甲が睡眠しないうちに甲が出たからで、前記1に述べた通り、取調べ

5 開始の前夜には十分な睡眠の確保は出来なかった。

6 さらに、P-Qは甲が事件発生後、他人の死をたずねたことなど、甲の他人性を推定

7 するに甲を取調べたこと、^(この供述調書の上)連続して発生した事件の発生後、事件と特徴が類似

8 する一方で、発生後、他人が甲であることと合理的に疑念をもち、^{供述調書の上}供述

9 した他の発生後、事件と特徴が類似する事件の発生後、他人が甲であることと

10 合理的に疑念をもち、このため、事件における甲の他人性を推定する旨に甲を取

11 調べたことの必要性があるといえる。しかし、事件における甲の他人性を解明することは

12 必要である。したがって、事件の連続発生後、他人性の解明に必要であるから、

13 甲を取調べたことの必要性は高い。

14 以上、①、取調べは約24時間におよび、甲は睡眠をほとんどとることが出来

15 なかった。理由は、甲が睡眠しないうちに甲が出たからで、前記1に述べた通り、

16 取調べの開始前夜には十分な睡眠の確保は出来なかった。甲の行動の軸となる

17 人身、被害は2区と大まかに分けておける。しかし、甲は時間として深夜

18 1、翌日午後3時頃には言葉数が少なかったといえる。この後、検を推記から、甲の言葉

19 数が少なかったことは、~~甲~~甲が取調べ後に~~後夜~~後夜で取調べを受けていた

20 けれども、これを続けることができたことなどから、~~翌日午後3時~~

21 5日午後3時頃には言葉を推記した後に再開された取調べにたいして、甲の人身の

22 被害が相当なところであったといえる。二つに、Qが甲が~~人身~~被害にいたる状

23 態を利用し、脅迫を用いた自由を獲得して、再び子供を殺すために再開後の

取調べは社会通念に相当な範囲を超えて違法なものである。

3. Qは、「二本荘への取調心により甲が推察している今、状況が変わり、甲は
うとを7(日)で自らを確保するに十分なか」と尋ね、甲は答(「12月3日の
夜、吾が自らが外世に居る見込人がいるから」とい)を以て、甲は自らが確保
甲が自らを確保している。二本荘は二本荘係計に於て甲が自らを確保
甲、自らの親決定の義務を委ねるから、無効権(憲法38条(2))を明瞭に
に侵害するといふ事案で争法である。

設問2 小問1

1. 自白法則(憲法38条(2)刑罰法3(1)条(2))には明文規定がある一方、連法
収集証拠排除法則には明文規定がないから、両者とも同様に得る事案に於
ては明文規定がある自白法則の適用が検討されるべきである。

2. 自白法則の根拠は、任意性自由は内容に在りてある類型の危険が高いから
これを証拠から排除するに必要を防止するに必要であるから、
①任意性自由は、
②任意性自由を誘発する教唆
③外部原因
④これにより、
⑤これにより、
⑥これにより、
⑦これにより、
⑧これにより、
⑨これにより、
⑩これにより、
⑪これにより、
⑫これにより、
⑬これにより、
⑭これにより、
⑮これにより、
⑯これにより、
⑰これにより、
⑱これにより、
⑲これにより、
⑳これにより、
㉑これにより、
㉒これにより、
㉓これにより、
㉔これにより、
㉕これにより、
㉖これにより、
㉗これにより、
㉘これにより、
㉙これにより、
㉚これにより、
㉛これにより、
㉜これにより、
㉝これにより、
㉞これにより、
㉟これにより、
㊱これにより、
㊲これにより、
㊳これにより、
㊴これにより、
㊵これにより、
㊶これにより、
㊷これにより、
㊸これにより、
㊹これにより、
㊺これにより、
㊻これにより、
㊼これにより、
㊽これにより、
㊾これにより、
㊿これにより、

3. 連法収集証拠排除法則は証拠禁止の一種である。司法、憲法性、
将来の司法制度の発展に必要から、
①直接、
②将来の司法制度の発展に必要から、
③将来の司法制度の発展に必要から、
④将来の司法制度の発展に必要から、
⑤将来の司法制度の発展に必要から、
⑥将来の司法制度の発展に必要から、
⑦将来の司法制度の発展に必要から、
⑧将来の司法制度の発展に必要から、
⑨将来の司法制度の発展に必要から、
⑩将来の司法制度の発展に必要から、
⑪将来の司法制度の発展に必要から、
⑫将来の司法制度の発展に必要から、
⑬将来の司法制度の発展に必要から、
⑭将来の司法制度の発展に必要から、
⑮将来の司法制度の発展に必要から、
⑯将来の司法制度の発展に必要から、
⑰将来の司法制度の発展に必要から、
⑱将来の司法制度の発展に必要から、
⑲将来の司法制度の発展に必要から、
⑳将来の司法制度の発展に必要から、
㉑将来の司法制度の発展に必要から、
㉒将来の司法制度の発展に必要から、
㉓将来の司法制度の発展に必要から、
㉔将来の司法制度の発展に必要から、
㉕将来の司法制度の発展に必要から、
㉖将来の司法制度の発展に必要から、
㉗将来の司法制度の発展に必要から、
㉘将来の司法制度の発展に必要から、
㉙将来の司法制度の発展に必要から、
㉚将来の司法制度の発展に必要から、
㉛将来の司法制度の発展に必要から、
㉜将来の司法制度の発展に必要から、
㉝将来の司法制度の発展に必要から、
㉞将来の司法制度の発展に必要から、
㉟将来の司法制度の発展に必要から、
㊱将来の司法制度の発展に必要から、
㊲将来の司法制度の発展に必要から、
㊳将来の司法制度の発展に必要から、
㊴将来の司法制度の発展に必要から、
㊵将来の司法制度の発展に必要から、
㊶将来の司法制度の発展に必要から、
㊷将来の司法制度の発展に必要から、
㊸将来の司法制度の発展に必要から、
㊹将来の司法制度の発展に必要から、
㊺将来の司法制度の発展に必要から、
㊻将来の司法制度の発展に必要から、
㊼将来の司法制度の発展に必要から、
㊽将来の司法制度の発展に必要から、
㊾将来の司法制度の発展に必要から、
㊿将来の司法制度の発展に必要から、

設問2 小問2

1. 前本問Qによる仮定は、甲が三本荘が少(なるまご)推察(いたし)甲の
状態を相違^甲するに十分なか」と尋ね、甲は答(「12月3日の
夜、吾が自らが外世に居る見込人がいるから」とい)を以て、甲は自らが確保
甲が自らを確保している。二本荘は二本荘係計に於て甲が自らを確保
甲、自らの親決定の義務を委ねるから、無効権(憲法38条(2))を明瞭に
に侵害するといふ事案で争法である。

1 Q、仮説に係る甲の自由を甲に有利に解釈するべきである。甲の自由は「~~自由~~」である。

 2 自由を甲に有利に解釈するべきである。甲の自由は「~~自由~~」である。

 3 結果として自由を甲に有利に解釈するべきである。甲の自由は「~~自由~~」である。

 4 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 5 2. 前記の通り、Qが仮説を用いて甲の自由を保護するに当たっては、~~結果として~~

 6 結果として~~結果として~~ある。結果として~~結果として~~ある。結果として~~結果として~~ある。

 7 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 8 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 9 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 10 Qの仮説により直接保護されるべきである。甲の自由は「~~自由~~」である。

 11 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 12 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 13 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

14 結論

15 1. Wの法文上の解釈は、甲の自由を甲に有利に解釈するべきである。

 16 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 17 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 18 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 19 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 20 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 21 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 22 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

 23 甲の自由は「~~自由~~」である。甲の自由は「~~自由~~」である。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

上2. 秀頼丹内 田へ 請求を込め 3/18 まで 5/19。 以上